

全養協通信

平成20年2月26日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

1. 「全国児童福祉主管課長会議」開催(2月22日)

社会的養護の拡充 ～虐待を受けた子どもへの対応として推進を～

2月22日、各都道府県・指定都市等の児童福祉担当課長等の参加のもと、「全国児童福祉主管課長会議」が厚生労働省で開催されました。

はじめに大谷泰夫雇用均等・児童家庭局長から、来年度事業は下記4つの重点項目にもとづき施策を推進する旨の説明がありました。

(1) 総合的な少子化対策

昨年まとめられた重点戦略会議報告では、「就労」と「結婚・出産・子育て」が二者択一的な構造になっていることを指摘し、働き方の見直しと、包括的な次世代育成支援の推進をはかる。今期通常国会に、先行して進めるべき施策にかかわる法改正案を提出し、あわせて税制改革の動向をふまえ、引き続き他の施策についても推進をはかる。

(2) 児童虐待防止対策

各都道府県で積極的な取り組みが進められているが、児童福祉の行政に対する信頼にかかわる課題であり、引き続き子どもの安全確保を最優先に、徹底した対応を進めてほしい。

(3) 児童の社会的養護の拡充

昨年11月にまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告をふまえ、今国会に関係法改正案を提出する。「虐待を受けている子どもへの対応」という視点で、社会的養護の推進をはかりたい。

(4) 産科医療体制の確保

周産期医療のネットワークの充実をはかる。

児童虐待防止対策と同様の熱意で、社会的養護の推進を

社会的養護関係では、藤井康雄家庭福祉課長から説明がありました。要旨は下記のとおりです。

【基本的な考え方について】

- ・ 会議最初のあいさつで大谷局長も述べたが、社会的養護はこれまで必ずしも日があたってこなかった分野であるが、拡充の方向にふみだすこと。
- ・ 児童相談所の体制整備は一定進んできたが、まだ多くの児童相談所が、虐待を受けた子どもを保護することでいっぱい状態である。
- ・ しかし子どもを救い出せばそれで終わりではなく、子どもを保護した後、子どもをどのよ

うに育てるか、また子どもの受けた傷をどのように癒すかが重要である。

- ・ 以上から、各都道府県等においては、社会的養護について児童虐待防止対策と同様の熱意で取り組んでいただきたい。

【次年度以降の施策について】

- ・ 社会的養護関係では、上記の「社会的養護専門委員会」報告書をふまえ、喫緊の課題については、今通常国会に関係法の改正案を提出する。また平成 20 年度予算（案）において、里親支援の充実をはじめ、社会的養護体制の拡充に関する施策を展開する。各自治体においても、報告書の趣旨に沿った施策展開について、協力をお願いしたい。
- ・ 同報告書で提起された「施設機能の見直し」については継続検討事項。今後ケア実態の調査を大々的に実施するので、各都道府県等においても協力いただきたい。

【社会的養護体制拡充施策(資料にもとづき、会議で補足説明があったもの)】

里親支援の拡充

- ・ 養育里親については、都道府県が行う研修を義務付ける。
- ・ 養育里親への手当引き上げと、改正法については同時施行を予定(平成 21 年 1 月)。登録里親の再整理、養育里親への研修義務準備期間として進めていきたい。

小規模グループ形態の住居による新たな養育制度の創設(里親ファミリーホーム)

- ・ いくつかの自治体の事業をモデルに、制度化をはかるもの。
- ・ 現在、1 人の里親について 6 人までの措置を認めているが、法改正により 1 人の里親については 4 人の子どもまでの措置とし、5 人・6 人の子どもを養育している場合は、新事業に移行予定、経過措置が必要と考えている。

施設の小規模化の推進

- ・ 子ども・子育て応援プランの 4 年目、計画にもとづき実施か所数の増をはかる。

看護師の配置

- ・ 医療的ケアが必要な子どもへの対応をはかるため、ぜひ活用を進めてほしい。

【入所している子どもの権利擁護について】

- ・ 事例が多発していることは、大変遺憾。
- ・ 今回国会に提出を予定している改正法でも、発見した者への通告義務等を整備している。

【その他関係事項 ~児童福祉施設に対する指定管理者制度について~】

- ・ 母子生活支援施設においては、指定管理者制度による委託が増えている。しかし母子生活支援施設は社会的養護の必要がある母子に対して、単に住居を提供するだけではない。都道府県等においては、心理療法担当職員の配置等、ハード面・ソフト面の拡充策の活用も含めて体制整備をはかられたい。

2. 「JOMO 児童養護施設等奨学助成」締め切り近づく(3月7日)

～対象となる児童の大学等進学支援のため、積極的に活用ください～

「JOMO児童養護施設・母子生活支援施設・里親家庭奨学助成」については、各児童養護施設にご案内をしておりますが、締め切りが近づいています(3月7日(金)必着)。

<対象となる児童等>

高校卒業後、平成20年度より大学・短期大学・専門学校等に進学を予定している下記の児童等。
児童養護施設に入所している児童
児童養護施設を退所した20歳未満の方(年齢は平成20年4月2日現在の満年齢)

対象となる児童等で、まだ申込みをされていない場合は、期日までに全社協児童福祉部までお申込みください。なお実施要項は全養協ホームページに掲載しています。

3. 身元保証人確保対策事業をご活用ください

「身元保証人確保対策事業」は、児童養護施設を退所する児童等が、就職に際して、または住宅を賃借する際に、施設長等が保証人となった場合に利用していただくことで、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じた際、賠償額のうち一定額を支払うものです。

本事業は、都道府県が実施主体となり、保証料の2分の1を国と都道府県が補助するため、申込者(保証人となる施設長等)の保証料負担はありません。

退所児童等の保証人となった際には、本制度をご活用ください。また申し込みにあたっては、措置委託元の都道府県等にご相談ください。

なお、全養協ホームページにも「利用の手引き」を掲載しています。

全養協ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp>